

木造と鉄筋コンクリート造を併用した建築物等の構造計算に係る 規定の関係告示等の改正案について(概要)

1. 背景

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 20 条第 1 項第 2 号において、高さが 60 メートル以下の建築物のうち、構造の種別に応じ、一定規模以上となるものについては、同号イの規定により、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握するための構造計算(以下「高度な構造計算」という。)等により当該建築物の構造方法の安全性を確かめることが必要であるとしている。この規定の対象となる建築物は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 36 条の 2 及び「建築基準法施行令第 36 条の 2 第 5 号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件」(平成 19 年国土交通省告示第 593 号。以下「平成 19 年第 593 号告示」という。)において規定している。

平成 19 年第 593 号告示第 4 号及び第 6 号から第 9 号までの規定において、次の建築物については、高さ 13 メートル又は軒の高さ 9 メートルを超える場合に、高度な構造計算等が必要であるとしている。

- ・上層階を木造とし、かつ、下層階を鉄筋コンクリート造とする建築物(以下「木造 RC 造併用建築物」という。)
- ・木造の建築物又は木造 RC 造併用建築物の屋根版等にデッキプレート版、軽量気泡コンクリートパネル又はシステムトラスを用いたもの

また、高度な構造計算等が必要な建築物のうち、高さが 31 メートル以下のものについては、令第 81 条第 2 項第 2 号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算(以下「ルート 2 同等計算」という。)によることができるとされており、「許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件」(平成 19 年国土交通省告示第 1274 号。以下「平成 19 年第 1274 号告示」という。)第 7 号において、令第 36 条の 2 第 4 号に該当する建築物(2 以上の構造を併用する建築物であって、地階を除く階数が 4 以上又は高さが 16 メートルを超えるもの)のうち、木造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物を対象としたルート 2 同等計算の基準を定めている。

今般、建築基準整備促進事業等における検討・研究の結果を踏まえ、高度な構造計算等が必要となる建築物の高さの要件の合理化及びルート 2 同等計算を適用できる

要件の合理化を図るために必要な技術的知見が得られたため、平成 19 年第 593 号告示及び平成 19 年第 1274 号告示について、所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 平成 19 年第 593 号告示の一部改正

次の建築物については、現行の平成 19 年第 593 号告示第 4 号及び第 6 号から第 9 号までの規定において、高度な構造計算等が必要となる高さの要件を高さ 13 メートル又は軒の高さ 9 メートルを超えるものとしていたところ、高さ 16 メートルを超えるものに改める。

- ・木造 RC 造併用建築物
- ・木造の建築物又は木造 RC 造併用建築物の屋根版等にデッキプレート版、軽量気泡コンクリートパネル又はシステムトラスを用いたもの

(2) 平成 19 年第 1274 号告示の一部改正

地階を除く階数が 3 以下かつ高さが 16 メートル以下である木造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物は、現行の平成 19 年第 1274 号告示第 7 号のルート 2 同等計算を適用できる対象ではなかったところ、平成 19 年第 593 号告示第 4 号から第 10 号までに該当するものについてはルート 2 同等計算を適用できることとする。

(3) その他

「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件」（平成 13 年国土交通省告示第 1024 号）等について規定の整理、その他の所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和 7 年 10 月上旬